

緊急事態宣言に伴う今後の教育活動について（ご連絡）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、本県が緊急事態宣言の対象区域に引き続き指定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されました。本校では、「学校再開後の感染症防止に関するガイドライン」【令和2年5月25日配布 本校文書】（HP 臨時休業中の連絡事項）を再確認しながら、感染症対策のさらなる徹底を図り、継続して教育活動を行なってまいります。

つきましては、緊急事態宣言期間（6月1日（火）～6月20日（日））については、下記の対応を行ってまいりますので、保護者の皆さまにおかれましては、今回の措置に御理解と御協力をいただき、御家庭でもお子様に御指導いただきますようお願いいたします。

なお、公共交通機関で通学する生徒に配慮して、当分の間は時差登校を実施します。公共交通機関の減便などにより車内が密になり不安がある場合には早めの登校（通常通り）も可能です。ご家庭や公共交通機関の状況に合わせご対応ください。

記

1 登校前・登校時について

- (1) マスク着用や会話を控え、手洗いなど感染防止を徹底します。手洗いに伴うハンカチ等の携帯をお願いします。
- (2) 登校時間は、
6月1日（火）から6月18日（金）までについては、午前9時30分までとし、その後45分の6時間授業を行います。（下校時間は16時15分予定）
- (3) 検温、健康観察の徹底をお願いします。発熱、風邪の症状、倦怠感が見られる場合は、保護者の方から学校へ電話連絡していただいた上で、無理をせず自宅で休養してください。その際は学校と居住地域の保健所へご連絡をお願いします。
また、御家族に発熱の症状がある場合や生徒本人がPCR検査を受けた場合、御家族がPCR検査を受けた、受ける場合も学校へ連絡をして自宅待機をお願いします。
- (4) 生徒が感染した場合、生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡してください。
- (5) 登校後に発熱、風邪の症状、倦怠感がある等の体調不良がみられる場合は、原則保護者に迎えに来ていただいて帰宅させます。症状により、保健所やかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するようにお願いします。

2 学校生活について

- (1) マスクの着用や校内でのこまめな手指消毒に努めるように呼びかけ、感染症対策を周知していきます。
- (2) 学校教育活動において、集団感染のリスクを高める3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、密接な近距離での会話等）が同時に重なることを回避するため、全校、学年、学科集会等は当面の間控えていきます。
- (3) 授業については、①可能な限り常時換気の徹底、②近距離での会話や発声等は、できる限り控えていきます。
※これから暑い時期になりますので、熱中症対策として、水分補給のための水筒などを準備してください。
- (4) パソコン室等の共用で使う教室は、掃除時間や放課後に定期的に職員が消毒をするとともに、教室の生徒の机、イスについては毎週末の放課後等に消毒を行いません。
- (5) トイレを使用する時は、密集しないように、入り口で待機するように注意を促します。
- (6) 手洗い場には、床に待機線を貼り、密集、密接を避ける対策をとります。

3 食事について

- (1) 食事をする際には、対面にならないように、自席でとり、会話を控えることを徹底します。
- (2) 食堂を利用する場合は、できる限り密をさけるために利用開始時間を学年別でずらして密集、密接を回避する対策をとります。
- (3) 食事後の歓談時には必ずマスクを着用するようにします。
- (4) 定期的に教員が巡回指導をします。

4 授業等について

- (1) マスクの着用が支障となる特別な学習活動を除き、マスク着用を基本とします。移動教室時には手洗いを促します。
- (2) 授業中は、可能な限り常時換気をおこないます。天候によって、窓の開放が困難な場合は適宜換気をします。
- (3) 授業は可能な限り、感染リスクを低減させるため、少人数での授業形態に努め、生徒の机は十分な間隔をとり、配置も工夫していきます。
- (4) 実験・実習を伴う教科について、基本的な感染症対策(マスク、手洗い)を実施するとともに、共有するPCや道具等は、アルコール消毒を徹底します。

5 部活動等について

- (1) 部活動等への参加は、保護者の承諾を得て実施します。
※保護者から承諾書を提出していただき、3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、感染対策を十分に行って実施します。
- (2) 学校生活と同様に、手洗い、水分補給、マスク着用、換気、アルコール消毒など、基本的な感染症対策を徹底します。
- (3) 練習試合、校外活動等は、当面の間、自粛します。公式大会等が直近にある場合については、生徒の安全面を考慮し、対策を行い必要な活動時間を確保します。
- (4) 体育館内での活動については、当面の間、生徒の安全面を考慮し、最小限の活動にとどめます。

6 その他

- (1) 学校外においても、基本的な感染対策を行い、不要不急の外出は控えるよう御協力お願いいたします。
- (2) うわさ等、風評被害が生じないよう、不確定な情報を発信しない等冷静な対応をするようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口(「子どもホットライン24相談窓口」等)や養護教諭やスクールカウンセラー等に相談してください。
「子どもホットライン24相談窓口」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotline24.html>
- (3) 今後の感染状況の変化、登校後の生徒の実態によって、対応策の見直しを行っていきますので御理解、御協力をお願いいたします。
- (4) 感染状況の変化によって、教育活動の自粛、新たな対策等が必要となる可能性がありますので、変更がある場合は、HP、メールでお知らせします。

本件問合せ
福岡県立筑豊高等学校
教 頭 文 谷 浩 三
TEL 0949-26-0324